

平成18年度第1回自然再生専門家会議

会議録

1. 日 時 平成18年9月19日(火) 14:03～16:48

2. 場 所 飯野第5会議室

3. 出席者

(委 員 長) 辻井 達一

(委 員) 池谷 奉文 小野 勇一 近藤 健雄

進士五十八 鈴木 和夫 広田 純一

吉田 正人 鷺谷いづみ 和田 恵次

(環 境 省) 阿部自然環境計画課長

(国 土 交 通 省) 角南公園緑地課緑地環境推進室長

久保田河川環境課長

長瀬環境整備計画室課長補佐

(農 林 水 産 省) 藤本環境政策課長

日置地域整備課課長補佐

(林 野 庁) 小坂計画課課長補佐

(水 産 庁) 井上計画課課長補佐

(文 部 科 学 省) 渡部社会教育課ボランティア活動推進専門官

4. 議 事

【事務局(農林水産省)】 それでは、到着早々で申しわけないのですが、時間になりましたので会議を始めさせていただきたいと思います。今回は農林水産省が事務局をしておりますので、全体的に私の方で進めさせていただきます。

まず、開会に当たりまして、自然再生推進会議、幹事会の議長を務めております農林水産省環境政策課の藤本より、ごあいさつ申し上げます。

【農林水産省環境政策課長(藤本)】 今回の専門家会議で事務局を務めております、農林水産省環境政策課長の藤本でございます。

本日は、台風があっちへ行ったりこっちへ行ったりして、皆さん、飛行機が飛ぶかどうか九州の方も北海道の方もいろいろいらっしゃいますので、大丈夫かなと心配しておったのでございますけれども、東京はずっと蒸し暑い日が続いております。今日は、どうも、本当に、お集まりいただきましてありがとうございます。

自然再生でございますけれども、今日も各省庁集まっておりますとおり、一つの省庁だけではなかなかできないこともございますので、連携していろいろと進めさせていただこ

うということでございます。したがいまして、会議の事務局の方も交代でやらせていただいております、今回は私どもで担当させていただいております。

農林水産省の宣伝をするわけではないのですけれども、農林水産業というのは、かなり自然再生とはいろいろなところでおつき合いをさせていただいております、昨年度にご審議をいただいた計画も林野庁の補助事業が入っているわけでございますけれども、今年、ご説明をさせていただくようなところにも私どもの省の関係者がいろいろと仕事をさせていただいているところでございます。農林水産業というと、自然を本当に守らなければならんという人からすると、いわゆる環境に悪影響があるのだというようなこともおっしゃられますけれども、私どもとしては、かなり自然と一緒にやってる産業というつもりでございますので、これからも、私どもは、自然再生について積極的にやらせていただくと思っております。

今日、お話をさせていただきますのは釧路湿原ということで、自然再生推進法は、この釧路湿原を代表的にどうするかというようなことで成立してきた経過もありましたので、私どもとすれば、やはり、本命かなという感じがいたしておりますので、これについてご意見をいただければと思っております。国の機関だけでなく、今回の場合ですと北海道も入っておりますので、非常にモデル的に進めていければなと思っております。

この自然再生、現地の協議会では、皆さん、いろいろな方がお話しになっていると聞いております。特に釧路湿原では100名を超えるような方が入っておられるということで、取りまとめのご苦労は非常にわかっているつもりでございますけれども、今回の協議会の皆さんに敬意を表するとともに、是非、この計画を進めていただければなと思っております。

先生方には、今日は率直なご意見をいただきますようよろしくお願い申し上げます、私のごあいさつといたします。どうも、よろしくお願いいたします。

【事務局（農林水産省）】 続きまして、本日、ご出席の委員の先生方をご紹介します。

左の方から、池谷奉文委員でございます。

近藤健雄委員でございます。

進士五十八委員でございます。

鈴木和夫委員でございます。

広田純一委員でございます。

小野勇一委員でございます。

辻井達一委員でございます。

吉田正人委員でございます。

鷲谷いづみ委員でございます。

和田恵次委員でございます。

なお、本会議は12名の先生方をお願いしておりますけれども、本日、大和田紘一委員と辻本哲郎委員の2名は所用によりご欠席ということで伺っております。

あと、本日は、環境省、農林水産省、国土交通省から、自然再生推進会議の幹事会のメンバーが出席しております。順番にご紹介いたします。

国土交通省の都市・地域整備局公園緑地課の角南緑地環境推進室長でございます。

同じく、国土交通省の港湾局環境整備計画室の長瀬補佐でございます。

同じく、国土交通省河川局河川環境課の久保田課長でございます。

環境省の自然環境局自然環境計画課の阿部課長でございます。

先ほど、ごあいさついたしました農林水産省の環境政策課の藤本でございます。

同じく、農林水産省の農村振興局地域整備課の日置補佐でございます。

林野庁計画課の小坂補佐でございます。

水産庁の漁港漁場整備部計画課の井上補佐でございます。

次に、お手元に配っております資料の確認をさせていただきたいと思っております。

資料1が、自然再生推進法に基づく自然再生協議会の概要となっております。資料2が助言にあたっての主務大臣の手続き、資料3が釧路湿原自然再生全体構想の概要ということで、一緒に委員の皆様のお手元には全体構想の冊子がいつているかと思っております。資料4-1から4-5までが各実施計画の概要になっておりまして、4-1が達古武地域の自然再生事業実施計画の概要、4-2が茅沼地区旧川復元実施計画の概要、4-3が土砂流入対策実施計画〔久著呂川〕の概要、4-4が土砂流入対策（沈砂池）実施計画【雪裡・幌呂地域】の概要、4-5が土砂流入対策（沈砂池）実施計画【南標茶地域】の概要でございます。よろしいでしょうか。

それでは、会議に入りたいと思っております。専門家会議は辻井先生が委員長に選任されておりますので、ここからは議事の進行を辻井先生をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【辻井委員長】 それでは、暫時、委員長を務めさせていただきます。

皆さん、どうも。なお残暑、私、札幌から離れますと殊に暑さを感じますけれども、残暑の中、お集まりいただきありがとうございます。

今日は幾つか議事がございますけれども、実は、議題の一つで、先ほどもちょっとご説明がありましたけれども、釧路湿原の実施計画についてというのがございます。その説明があるわけですが、議題3の審議につきましては、私が釧路湿原自然再生協議会の会長を務めておりますものですから、第三者性を担保するという意味からも、議題3につきましては委員長代理の小野委員に議事進行をお願いしたいというふうに考えております。よろしゅうございますでしょうか。

（はい）

【辻井委員長】 では、どうぞ、小野先生、そのときは、よろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に従いまして進めますが、議題の1は自然再生事業の推進に向けた取り組み状況についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（環境省）】 資料1に沿って環境省から説明をさせていただきます。

自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設置状況という表が一番初めでございます。これをもちまして全体の概要を、まずご説明させていただきます。

現在のところ、平成15年1月の自然再生推進法の施行以来、3年余り経過いたしますが、全国で19カ所自然再生協議会が設立されております。19番目の竜串自然再生協議会は、この9月9日に設立されております。右の欄、全体構想策定日にあるとおり、既に自然再生全体構想を策定済みの協議会が19のうち11ございます。さらに、ここでは記しておりませんが、自然再生事業実施計画まで作成しております協議会は三つございます。本日議題となります釧路湿原と、昨年度の専門家会議でご意見をいただきました5番の神於山と7番の檜原湿原でございます。5番と7番は一つずつの実施計画でございまして、2番の釧路湿原が今回、五つの実施計画ということで、合計七つの実施計画が今現在ございます。協議会の構成員については、団体・個人を合わせた数で申しますと、現在のところ合計1,142個人・団体という構成になっておりまして、平均60ということになっております。

その次のページにカラーで位置図がございますが、こちらが全国の19協議会の位置図でございます。この中で、本日は、昨年の専門家会議以降に設立されております、14番の蒲生干潟自然再生協議会以降の協議会について、簡単に後ろの資料で内容を説明させていただきます。

後ろから8枚目に蒲生干潟自然再生協議会についてというペーパーがございます。こちらの方が17年の6月に設立されております。宮城県で行われている干潟の再生に向けた取組でございまして、状況としましては、人為的な干渉が増加したこと、導流堤の老朽化等による塩分濃度の上昇、浅底化や干潟の露出面積の減少など、自然環境の悪化がみられます。そこで、シギ・チドリ類などの渡り鳥の飛来地であり、また底生動物の宝庫であります貴重な干潟環境の保全・再生に向けて、現在、全体構想を協議している段階でございます。その後ろの図はお話ししましたような問題があるということで、干潟の面積が減少しているという状況でございます。

次に設立されました森吉山麓高原自然再生協議会についてですが、秋田県で行われています森林の再生、ブナ林の再生でございます。こちらの方は、周辺にブナ林を主体とした広葉樹林が残されており、まだクマゲラが生息しておりますけど、近年、その繁殖が確認されていないため、個体群の存続が懸念されています。そこで草地造成跡地をブナ林に戻そうということで、検討している次第でございます。17年7月に協議会が設立され、かつて草地として開発された森吉山麓高原を広葉樹林に再生し、周辺の自然環境とともに保

全していくことを検討しております。こちらの方は、18年の3月に全体構想が作成されており、現在、実施計画について検討しているところでございます。その後ろに、カラーでございますけど、約500ヘクタールの地域を対象に、再生を検討しているところでございます。

次に、竹ヶ島海中公園自然再生協議会についてでございます。こちらは徳島県で行われているサンゴの再生でございます。沿岸構造物の影響で、潮流による海水交換や、波浪による攪乱度が低下し、濁度の増加及び微細粒子の堆積、サンゴ類を初めとする生物相の減少が見られております。17年の9月に協議会が設立され、サンゴを中心とした海洋生態系の回復を図ることを検討しております。18年3月に全体構想が作成され、現在、実施計画を検討している最中でございます。

同様に、後ろの方に写真等をつけさせていただいております。

次に、阿蘇草原再生協議会でございます。こちらの方は二次的草原の再生ということで、熊本県の阿蘇での取り組みでございます。阿蘇の草原は一千年に及びます平安時代からの牧草地ですが、草原の維持のための作業を行うことが困難になりつつあることから、近年は面積の減少や変容など、草原環境の悪化が進んでおります。このために17年の12月に協議会を設立いたしまして、阿蘇の草原の維持、保全及び再生のため、現在、全体構想の検討中でございます。

次に、石西礁湖自然再生協議会、こちらは沖縄県の石垣島と西表島に挟まれた海での、サンゴ群集の再生に向けた取り組みでございます。広域的なサンゴの白化現象が頻繁に見られるようになったことに加えまして、2000年以降、オニヒトデの大量発生による食害が広範囲で見られるようになりまして、サンゴ礁生態系の衰退が確認されております。この18年2月に協議会が設立されまして、優れたサンゴ礁を保全することに加え、赤土流出への取り組みを進めるなど陸域からの環境負荷を少なくするとともに、サンゴ群集の修復などを通じてのサンゴ礁生態系の再生を海と陸とを含めて検討しているという状況でございます。現在、全体構想の検討中であります。

最後に、竜串自然再生協議会でございます。こちらの方はサンゴの再生ございまして、海域での濁りの発生や水質の悪化などが原因と見られるサンゴ群集の衰退が近年、徐々に報告されるようになっております。また、13年の9月に10時間に500ミリという集中豪雨がございまして、そのときに上流域から大量の土砂が湾内に流れ込み、サンゴ群集、海中生物などに大きな被害が生じ、現在も湾内に土砂が堆積しているという状況でございます。この竜串湾のサンゴを再生するため、9月9日に協議会が設立されまして、海底に堆積した泥土の除去や、陸域での森林や河川などからの土砂流出、周辺地域からの生活排水など、流域からのさまざまな環境負荷を抑制することを検討しております。今後、全体構想を策定していくという状況でございます。

以上でございます。

【辻井委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、ここまでの説明に対してのご質問なりご意見なりがございましたら承りたいと思います。何かございませんでしょうか。

【池谷委員】 こういった計画は、期限といいますか、いつまでやるというような、そういったものはないのですか。

【辻井委員長】 それぞれの。

【池谷委員】 ええ、例えば3年で始めましょうとか。

【辻井委員長】 要するに、ターゲットというか、いつまでにやりましょうという計画みたいなもの。それは、余り今まで聞いたことがないですね。

【環境省自然環境計画課長（阿部）】 環境省でございます。特に何年間、5カ年の計画をつくれとか10年でとかという決まりごとにはございませんで、幾つか、実際に全体構想をつくっているところを見ますと、大体、短期的な目標として10年ぐらいでやる目標、中期的に30年とか、もっと超長期で見て50年後にはこうしたいとかという、最後の方は夢を語るみたいなどころがあるのかもしれないけれども、それぞれの場所、状況によって、専門家の方々と地域の方々がいろいろ議論しながら工夫して決めておられるというふうに思います。

【池谷委員】 大勢入れれば入るほど、議論というのはなかなか一致しないではないですか。そうすると、議論だけで何年もたってしまうということがあり得るのではないかという気がするのですけれどもね。麻原彰晃の裁判みたいなことでは困るわけで、なるべく早くまとめて実施していくということで、実施する中でいろいろ変えていくということでもいいと思うのですが。その辺の何か、ある程度、持たないと、なかなか進まないのかなという感じがするのですけれどもね。

【辻井委員長】 池谷先生のおっしゃるのは、多分、全体の計画はなかなか立てにくい、予定をいついつまでにというのは非常に難しいと。例えば、今の話ですと、大きいものと10年も20年もかかりそうだとかというのがありますがけれども、それはなかなか立てにくいけれども、実施計画までは少し詰めてやってもいいんじゃないかと、そういうふうな。それもある程度詰めないと、先へ進めないですね。

【池谷委員】 そうですね。

【環境省自然環境計画課長（阿部）】 それぞれの地区で、例えば環境省で言えば地方環境事務所が協議会に参加したりとか、国土交通省、農林水産省、それぞれ協議会に参与していると思いますので、そういうご意見も踏まえて、余り議論ばかりで進まないような場合、強制はできないと思うのですけれども、うまくリードするような形でできればいいなというふうに思っております。

【農林水産省環境政策課長（藤本）】 どこか具体的に、ここはえらく長くかかっているという、そんなご指摘はございますか。

【池谷委員】 多少、現場から幾つか出る内容がございまして、たしか、いつ終わるのかなという。

【辻井委員長】 ほかに、いかがでしょうか。

【吉田委員】 ホームページで、自然再生協議会の検索をすると、議事の詳細まで全部出ているところもあれば、議事概要まで出ているところもあるし、また全然ないところもあります。自然再生協議会に関心がある人が全員参加するのは現実的でないので、ホームページにはせめて議事概要ぐらいは載せるなど、ある程度公開性に統一がとれるといいと思います。その辺の状況を把握されていますでしょうか。

【事務局（環境省）】 環境省からお答えいたします。ご指摘のとおり、情報に濃淡があるというような状況でございまして、本省での専門家会議、また推進会議の公開というのでもございまして、各協議会の実施状況というのでもございまして、各協議会の方は実態としまして統一性が図られているという状況ではございませんので、今後、協議会事務局の方とご相談しまして、今のご指摘の点を改善していければというふうに思います。

【辻井委員長】 ほかにいかがでしょうか。

【近藤委員】 こういうプロジェクトをやるには財源がかなり重要だと思うのですけれども、ぱっと19の事例を見せていただきますと、やはりその背景には各省庁のいろいろな予算措置がなされておりまして、こういう時代ですから、都道府県等の財源が出せるのかどうかと。国がタッチしている場合には余り問題がないと思うのですけれども、その後も10年間、面倒見ますよと。これは約束も何もないと思いますけれども、では20年後、30年後で、行政がいろいろと一緒にやっっていこうといったときの財源の継続性といいますかね。それから目標とすべきところが、例えば10年でここまでと。その後の予算はどうなるのだろうか。たしか、自然再生法には財源のことは全然書かれていないので、今後、どうするのか。例えば、もっと重要なところで自然再生をやりたいということが地方でもあると思うのです。ところが、地方自治体が直接管理しているところはなかなか難しいかなと、そういったギャップがあり得るのではないかなと思うのですが、特に財源の観点で、4省庁はどう考えているのかをお聞きしたいと思います。

【辻井委員長】 一番難しい問題でしょうね。長期にわたっての事業で、財源を確実に始めから確保するという事は極めて難しいということだろうと思うのです。一番、できそうもないようなことかもしれませんね。お考えが、もしあったら。

【農林水産省環境政策課長（藤本）】 うちの省で言えばと、こう言うと、また霞ヶ関は縦割りだと、こういう話になるのですけれども、いわゆる単年度主義の予算ではございまして、未来永劫にわたって、これにお金をいつまでもつけ続けますというのは、なかなか我々も申し上げられない立場ではございます。ただ、計画上、公共事業でやることも多いわけでありましてけれども、公共事業の場合、やはり何年かにわたって計画をつくっていただくということになりますので、若干おくれることはあっても、それなりの計画に対す

るコミットメントとは我々の方でもさせていただいているというのが今までの通例ではないかと思っております。

また、自然再生というものについて、ずっと金を出し続けるかどうかという話や、それから地元の事業で、県でできるもの、それからもっと小さく地元でできるものという、そういう種分けもあると思いますけれども、こういう自然再生推進法という一つのスキームで事業を実施していることですので、我々としては、できるだけことは各省とも予算措置をするという方向で臨んでいるということでご理解をいただけないかと思えます。

【近藤委員】 そういう場合に、恐らく行政側、国にも地方自治体も、必ずB/Cが求められると思いますが、どのようにして財務省を納得させることができるのか、哲学みたいなもの、あるいは理念みたいなものがあれば教えていただければと思います。

【農林水産省環境政策課長（藤本）】 なかなか難しい質問だと思いますが、今日、ご説明をさせていただく中でも試験施行をさせていただくような事業もございます。どこの省が試験をやって、どこの省がそれをうまく使ってというようなことは決めているわけではないのですけれども、今回の話でも初めて実施する事業もございますので、我々とすれば、自然の中で取り組むということがどれだけの価値を持つかという、それは、お金にかえられないことも含めて、財務省にはお話をさせていただこうと思っておりますし、当然ながらコストパフォーマンスを事業ごとに計算しなければいけないということ、これはもちろんだと思っておりますけれども、例えば試験的にやるようなことについては、必ずしも成果をこれだけ出さなければならぬというような、そこまで財務省も言わないと思っておりますので、何とか、そこはご説明をさせていただいているということではないかと思えます。

【辻井委員長】 何かつけ加えることはありますか。

【環境省自然環境計画課長（阿部）】 環境省の場合ですと、関係省庁の中で一番お金に困っているところで、国立・国定公園の整備を直轄あるいは交付金でやっているのですけれども、現時点ではその中で自然再生に使っているお金もあると。十数億、20億に満たないという中でやっていますけれども、自然再生自体が今までの公共事業とは違うということで、何か物を造るというよりも、実際に自然をどうしていくか、生態学的、応用生態工学とか、いろいろなものを使ってやっていくといっても、常に、ずっと未来永劫、手を入れることが哲学ではないと思うのです。ある程度まで行ったら自立的に自然が推移することを目指して、そこが恐らくそれぞれの場所の目標だと思います。始めたら、そこに毎年、相当な額のお金を常につぎ込まなければいけないかということ、必ずしもそうではなくて、1回やってみて、モニタリングを行って検証する、その結果をまたフィードバックして変えるというようなことで、ちょっと間があいたりする中で、うまく事業費を回していけたらいいなというふうには思っております。

【辻井委員長】 どうもありがとうございました。

今、環境省は余り事業についての金を持っているわけではないということはよくわかるの

ですけれども、例えば、自然再生あるいは自然再生事業そのものが一種の環境教育などのモデル、あるいは現場を使って、環境省は非常に強く、かかわるということではないですか。余り金も早く考えないで、長期にやらなくてはならないという問題はありますが。

【環境省自然環境計画課長（阿部）】 現場では、協議会への参加もそういう意識でやっていると思います。

【辻井委員長】 ほかに、いかがでしょうか。

【小野委員】 どうも、さっきから、一番根本的なところで問いたいのですが、始めから最後まですっきりしていないのです。私たちは専門家と呼ばれて来ているのですけれども、何の専門家かというのは自分でもよくわかっていないのです。私は生態学をやってきたわけですが、それぞれのご専門の先生方がいらっしゃるわけですけれども、自然再生の専門家というのはいないわけですよ。だから、それに関係をしたいろいろな分野の専門家という意味で、何となく皆さん、納得しているのではなかろうかと、そんな感じで思っているわけです。

そうしますと、自然再生推進法にのっとった事業であることのメリットとデメリットというのをはっきりさせておかないと、入ってもしょうがないではないかという意見も出てくるし、やはり、これはきちんとその筋でやらないとお墨つきがないよということがある。お墨つきというのは、先ほどの環境政策課長の話にあるように、各省庁の予算要求のときには大変大事な働きをするようになる。そこまでは、まだ来ていないのかもしれませんが、そういう側面を持っていると私は理解しております。

先ほど、近藤委員がおっしゃったB/Cの問題というのは非常に深刻でありまして、環境省はB/Cのことを考えなくてもいい省庁なのです。つまり、ベネフィットで物を言えるところで、コストがかかっていないのですから。だけど、ほかの省庁は全部コストをかけていきますので、そうすると、一体ベネフィットって何だということは相当しっかり議論しておかないといけない。

私、いつも、そういう問題が議論になるたびに出席して申し上げているのですが、自然を保全することの、言うなればベネフィットというものは、簡単に金に換算できるようなものではない。もちろんCVMとかありますけれども、そういう迂遠な方法ではなくて、これはやはり人間生存にとって、何兆円か何億円かわかりませんが、そういうものの価値というものをプラスアルファとして議論しておかないと、これから困るのではないかと思います。しかも経済的に、現在は上を向いていますけれども、よくある10年間のマイナス経済成長時代においても、私は自然保護は無視されなかったと思うのです。それだけのものがやっぱりあったのだと、社会の底にあったのだと思うのです。そこは日本の自然保護の腰の強さで、よかったなとは思っているのですが、しかし、それを評価に結びつけることができるかと言いますと、できないのです。だから、いつまでたってもB/Cが1を超せばという話がまかり通ってしまうわけですが、それではいかんのではないのかなと

近藤先生の話聞きながら思ったわけです。そういう点は、事あるごとに自然再生専門家会議で議論をしながら話を詰めていくことが非常に大事なのではないかと感じました。

【辻井委員長】 ありがとうございます。今のご発言は、ご意見として伺ってよろしいですね。

ほかに、いかがでございましょうか。

それでは、議題の2に進みたいと思います。次は、専門家会議開催の考え方についてということです。事務局から、どうぞ。

【事務局（農林水産省）】 今日、実施計画について、いろいろご意見をいただく前に、前回の専門家会議のときに会議の進め方等、ご議論いただきましたので、簡単に確認させていただきます。

資料2に「助言にあたっての主務大臣の手続き」というのをつけてございますけれども、各協議会の中で各実施者が実施計画をつくりますと主務大臣に計画が送付されます。それに対して国で助言をするかしないか検討して、助言をするときには専門家会議のご意見を伺うというような仕組みになっております。昨年、会議のときに、必ずしも助言をしない場合も含めて、実施計画が送付されてきた時点で専門家会議を開いてご意見を聞こうではないかというようなことにさせていただいておったかと思えます。そのため、助言を実施しない場合でも、専門家会議の中でいろいろご議論いただきまして、場合によっては必要に応じて、また事務局の方で持ち帰りまして助言の有無の判断をしていくというような手順を考えております。以上でございます。

【辻井委員長】 資料2に基づく説明だったのですけれども、何か、ご質問なりご意見なりがございましたらどうぞ。

【池谷委員】 ちょっと、わからないところがあるのです。自然再生の専門家会議というところは、実施をしないということを決めることはないのですね。そういう機関ではないと。もう、実施するということの前提で意見を言うということでしょうか。

【事務局（農林水産省）】 いえ、自然再生推進法の中では、助言をするかしないかは国で判断をするわけですが、国が助言をする場合、自然再生専門家会議の意見を聞いた上で助言をしないという形になっております。そのため、助言も何もしない場合は専門家会議を開くというような位置づけはないのですけれども、昨年、いろいろご議論いただきまして、国に送付された実施計画については、助言するしないにかかわらず、専門家会議でご意見をいただきましょうとなりました。助言しない場合でも、専門家会議でいただいた意見については実施者の方にきちんと伝えて実施の際に参考にさせていただくことになっております。

【池谷委員】 そうすると、この図で言う助言実施の有無の判断というのは、専門家会議は関係するのですか。

【事務局（農林水産省）】 有無の判断は国が行うものです。

【池谷委員】 国が行うと。

【事務局（農林水産省）】 はい。

【池谷委員】 それで、実施するとなったときに我々が聞くと。しないときには、理由、その後の何かを聞くだけに終わってしまうということなのですか。

【事務局（農林水産省）】 形式上は、そういうわけです。ただ、しない場合でも、いろいろご意見を伺った上で、やはりこういったところは助言という形が必要なのではないかというような意見が、大勢あれば、もう一度、国で検討し直すということになります。

【小野委員】 私も同じ疑問を感じているのです。実施しないというのは、だれが実施しないのですか。

【事務局（農林水産省）】 国が実施しないということです。

【小野委員】 国が実施しないのですね。

【事務局（農林水産省）】 そうです。

【池谷委員】 国が実施しないで、自然再生専門家会議で報告をする。

【事務局（農林水産省）】 そうですね。実施しないという判断をした場合でも、専門家会議に、実施計画が送付されたことは、ご報告いたします。

【小野委員】 矢印がもとに戻っていますが、この矢印は何ですか。

【事務局（農林水産省）】 専門家会議の中で、国は実施しないという判断だけれども、もう少し考え直した方がいいのではないかとといったご意見が専門家会議の総意としてまとめられ、またもとに戻ります。

【小野委員】 必要に応じというのは、そういうことですか。

【事務局（農林水産省）】 そういうことです。

【小野委員】 この「必要に応じて」は、これは自然再生専門家会議で必要に応じて、という意味になるわけですね。

【事務局（農林水産省）】 そうですね、会議の意見を踏まえて国の方で判断させていただくということになります。

【小野委員】 実施するかしないかというのは、助言実施の有無の判断というところから来るわけですか。

【事務局（農林水産省）】 そうです。

【小野委員】 これ、書かなくてもいいようなものだと思うのですけれどもね。わざわざ、こんなものを書いたために、これにのっとなって、やめたとか、何かもめたりするより、むしろ素直に助言の作成の方にずっと持っていった方がいいと思うのですけれどもね。つまり、修正案というのがどこに行くかということです。助言をして、結果的に、この計画はここところがちょっと不足なのではないかというような意見が出た場合に、それは、どこがどういうふう処理するか、そこを書いてくれた方がいいのです。

【事務局（農林水産省）】 助言の中で、明らかに助言という形で何かしら対応しなくてはならないということになれば、専門家会議の中で意見を伺って決めていくこととなります。

【小野委員】 助言は、言いつ放しということになるのでしょうか。

【事務局（農林水産省）】 助言は、お言葉で言えば、言いつ放しということになります。

【小野委員】 それを実施者がどういうふうに取り取るか受け取らないかは知ったことではないということですね。

【事務局（農林水産省）】 形式上は、そういうことです。

【農林水産省環境政策課長（藤本）】 誠実に受け取らせていただくというのが趣旨でございますので。

【池谷委員】 私が後でちょっと不安に思うのは、この専門家会議で、これは自然再生事業ではないよということもあり得るのではないかと思うのです。

【小野委員】 それはありますね。

【池谷委員】 この図で見ると、その権限がないように見えるのです。だから、右に「必要に応じて」とありますけれども、同じように、ここから必要に応じて上に上がっていくという線がないと、この案件は自然再生事業と言えるのかということがあり得ると思うのです。

【事務局（農林水産省）】 その点は必要に応じて、もう一度、持ち帰って検討することになるかと思えます。

【小野委員】 それは、法律には書いてないのですか。

【事務局（農林水産省）】 書いておりません。

【小野委員】 環境影響評価でも手戻りがいっぱいあることになっていますから、同じ手戻りがあっていいと思うのです。

【辻井委員長】 この会議の最初の段階で、我々は一体どこまでやるのか、やれるのかという話で、先程、小野委員もおっしゃったように、すべての面の専門家がここに含まれているわけではないので、その計画に落ちがあるかないかまでは、なかなか判断がつかないだろうと思います。ここで、それを決めるということは難しいのではないのでしょうか。ただし、助言をするかしないか、つまり常に何か助言をするということにはならないかもしれないけれども、例えば非常に小さなNPOが自然再生事業を計画して、この自然再生専門家会議でもかなり中身がわかり、もう少しこういうふうにしたらいいのではないかが明らかになった場合には、それは助言をするということは考えられるけれども、それぞれの計画も専門家が含まれて立てられているケースというのが非常に多いので、それをどうこうするというのはなかなか難しいのではないかと思います。ただし、助言はできるだろうし、それを先方が受け取るか受け取らないかというのは、また別だと議論をした記憶があるのです。だから、そういう流れでやればいいのか、こういうフローみたいなも

のをきちんと書くと、かえって苦しくなるのではないかという気がしないでもないのです。

【事務局（農林水産省）】 前回の会議のときに、こういう形にさせていただきました。つまりは、法律だけであると、助言をする場合にしか会議を開かないことになっていますので、この趣旨は、助言をしない場合でも、計画が送付された場合は、すべて意見を聞きますよということを確認させていただきたいと思います。

【辻井委員長】 ご趣旨はよくわかるように思うのですがけれども、小野委員に言わせると書き過ぎではないかとおっしゃっていて、もう少し簡単にした方がいいのではないかと思います。

【吉田委員】 以前の専門家会議の中で、必ずしも、フォーマルな助言をする場合だけではなくて、もう少しインフォーマルな細かなアドバイスをする必要もあるだろうという話がありました。国がフォーマルな助言しないと決めたから、専門家会議に報告しないというのではなくて、専門家会議に報告して、その中で出てきたアドバイスについては実施者に対してお伝えするという、本当の意味での助言が必要だという議論がなされたと思いますので、私は図の中にこの矢印があってもいいと思います。

【辻井委員長】 というご意見が出ていますけれども。

【鷲谷委員】 専門家会議のメンバーも、自然再生について勉強していかないといけないと思うのです。そういう意味では、助言をしないものについても、ここで見せていただいて議論をするということがいいと思いますので、助言の有無にかかわらず、検討の機会はつくっていただけるとありがたいです。

【辻井委員長】 最初にフィルターにかけてしまわないで、助言するかしないかは別の問題として、一通り、我々としては見せてもらった方がいいのではないかと、こういうご意見です。

【事務局（農林水産省）】 前回のときに、そういう形でご意見をいただいたかと思しますので、それに従って進めていきたいと思います。

【辻井委員長】 それでは、そういうことを踏まえて、やり方については考えていただくということをお願いいたします。なるべく誤解されないように、間違っ読まれないようにしてもらった方がいいのではないかと申し上げて、ここはまとめておこうと思います。よろしいでしょうか。

（はい）

【辻井委員長】 ありがとうございます。

それでは、議題2まで済みまして、3番目が先ほど申しました自然再生事業の実施計画になります。最初、お断りしましたように、これは釧路の問題なものですから、ここからの議事の進行を小野委員長代理にお願いをしたいと思っております。よろしく願いいたします。

【小野委員長代理】 それでは、かわりまして議事を進めさせていただきます。

この事業は、ご承知のとおり、農水省、それから国土交通省、環境省、全部に関わる事業でございます。五つの実施計画が提出されておりますが、釧路湿原自然再生協議会における事業実施者からの実施計画という意味では最初のケースになるかと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より全体構想の概要について、逐次、説明をお願いしたいと思います。それでは、農水省の方から、よろしくお願いいたします。

【事務局（農林水産省）】 それでは、今回は五つの実施計画が対象ということなのですが、初めに、平成17年の3月に釧路湿原自然再生の全体構想というのが取りまとめられております。これについて、簡単に事務局から説明させていただきたいと思っております。

釧路の取り組みについては、前回の会議も含めて、これまでの会議でたびたび代表的な取り組みの事例ということで概要をご紹介しますので、ここでは、お手元に釧路湿原の自然再生全体構想という冊子になったものによって、簡単に確認をしていきたいと思っております。

まず、1ページのところに、第1章ということで自然再生の取り組みに至る経緯と背景というのがございます。ここで流域の歴史から整理いたしまして、地域社会の課題などを確認しながら、自然再生の取り組みが始まる経緯について明記されてございます。

次に、5ページ目に行きますと、第2章ということで自然再生の基本的な考え方と原則というのがございます。ここで、釧路湿原における自然再生が、保全、回復、復元、修復、維持管理、創出などの概念を含むものということで定義されております。そして、自然再生に取り組む上での原則として から まで載せてございますけれども、1番目が流域全体を対象に考えるということ、2番目が、7ページになりますけれども、残された自然の保全を優先して、できるだけ自然の復元力にゆだねて自立的な自然の回復を目指すということ、3番目が科学的な知見によって現状把握をしていくということ、4番目が長期的な視野で具体的な目標を設定しようということ、5番目が順応的な管理の原則についてです。次に、8ページ目になりますが、完全な復元だけでなく修復も検討しようではないかということ、7番目が地域の産業、治水・利水との連立を目指していこうよということ、8番目が多様な主体の参加ということで、地域社会における生活の保全につなげることを目指していこうということ。9ページ目になりますけれども、情報公開によって市民が主体的にかかわれるようにしようということ。最後に環境教育の必要性と、こういったことが原則として掲げられてございます。

次に、第3章としては対象区域ということで、10ページ目になりますが、保全の対象は釧路湿原ということと、あと、取り組みの範囲は釧路川の流域の25万ヘクタールに及ぶ流域全体だということが明記されております。

次に、11ページ目に、第4章ということで自然再生の目標を掲げてございます。自然再生の目指す姿として、この地域に本来生息している生き物たちが絶滅することなく生き

ていける環境、そして私たちの暮らしに豊かな恵みをもたらす「水と緑の大地」を取り戻すということで、なるべく多くの人にイメージしやすいという視点で、思い描くイメージとしての表現だとか、いつごろのイメージかといったような表現で工夫して記載されています。

さらに、それが流域全体の目標として三つほど目標が掲げられています。一つが湿原生態系の質的・量的な回復ということで湿原の質とか量の目標、2つ目が湿原生態系を維持する循環の再生ということで、その質とか量を維持していくための物質や水の循環の目標、3番目が湿原と持続的にかかわれる社会づくりということで、それぞれの目標を維持するための社会の目標ということで掲げてございます。

それから、第5章ということで、13ページ目に目標達成のための施策の評価の方法ということであります。これまで何度も概要としてご紹介させていただいたかと思えますけれども、簡単に触れていきたいと思えます。

1番目が湿原生態系と希少野生生物の生息・生育環境の保全・再生ということで、流域の開発の進展に伴って土砂等が流入して、緑性が変化してきております。そのような現状を踏まえて、湿原の現状面積の維持とか野生生物の生息環境の保全・復元だとか周辺の未利用地の回復・復元だとか外来生物の管理だといったことをしていこうということです。

2番目が19ページでありますけれども、河川環境の保全・再生ということで、河川改修によって生物の生息環境が単純化しているだとか、あと、地下水が低下しているだとか流入土砂が増加しているだとか、そのような現状を踏まえまして、湿原への負荷を軽減するために、自然の川の攪乱・更新システムの回復や河川の生態系の保全のための多様な環境の復元・修復に取り組もうということでございます。

次は、3番目が21ページになりますが、湿原・河川と連続した丘陵地の森林の保全・再生ということで、自然林が減少しているだとか土地の荒廃による土砂流出が増加している現状を踏まえて、良好な森林保全だとか荒廃地の回復・復元・修復、あと土砂流出防止に配慮した森林の施業をしていこうということでございます。

4番目が24ページになりますが、水環境・物質環境の再生ということで、土地利用形態の変化から水や物質の循環の仕組みが変化していると、水質の悪化が懸念されている現状を踏まえて、そういったメカニズムの評価だとか地下水位の保全だとか汚濁負荷の抑制に取り組んでいこうということでございます。

5番目が27ページになりますが、湿原・河川・湖沼への土砂流入の抑制ということで、経済活動の拡大に伴って流域からの土砂流入量が増加している現状を踏まえて、こういったメカニズムの把握や土砂の生産源での流出抑制だとか流入前の沈砂に取り組んでいこうということでございます。

最後に6番目ですけれども、29ページになりますが、持続的な利用と環境教育の促進ということで、湿原の価値が見直されるようになっていますが、まだまだ流域に暮らす人

の関心は必ずしも高くない現状を踏まえて、環境教育の充実や市民参加の推進、持続的利用による産業発展のあり方とか自然景観の維持改善に取り組んでいこうということです。このような目標達成のための施策を構想の中に掲げてございます。

最後に、第6章ということで、役割分担について、33ページになります。施策ごとに非常に大勢の構成員がそれぞれの役割分担を明記しまして取り組みを進めていこうとなっております。

駆け足でご紹介しましたが、全体構想として、こういった形で整理がされております。以上でございます。

【小野委員長代理】 ありがとうございます。

それでは、引き続いて実施計画の概要について、まず環境省よりご説明をお願いいたします。

【事務局（環境省）】まず、環境省から説明をさせていただきます。資料は、資料4-1になります。

1枚ペーパーで実施計画をあらわしておりますが、内容につきましては前のパワーポイントの方でご説明したいと思います。

釧路湿原達古武地域自然再生事業実施計画です。こちらの方は、全体構想の六つの課題の中の一つ、主に森林の保全・再生を担うものです。関連する事項としまして土砂流出対策と環境教育も含まれております。

まず、自然再生の対象となる区域、これを左から順番に右に見ていただきたいと思うのですが、左側が全体構想の対象範囲であります釧路川水系の周水域、約25万ヘクタールでございます。そのうち達古武沼集水域と隣接する三つの集水域を合わせた約4,200ヘクタール、こちらを、この実施計画の中で、まず達古武地域ということで課題を整理しております。このうち、事業実施地区として対象にしておりますところが、さらに右の148ヘクタール、こちらの森林でございます。148ヘクタールのうち約100ヘクタールがカラマツの人工林となっております。達古武地域では、達古武沼とその北東部が釧路湿原国立公園および国指定鳥獣保護区になっております。

次に、釧路湿原流域のカラマツ人工林の分布について、左が1947年、右が2000年でございますけど、主に言えますことは緑色で示す自然林が減っているということです。カラマツの造林が森林面積の2割を今は占めている状況でございます。

次に、達古武地域の自然環境の状況についてですが、一言で申しますと釧路湿原の生態系の小型版とも言えるような特徴となっております。主なところを申しますと、緑色の自然林、これが1920年と2004年を比べますと89%から55%に減っていること、紫色の人工林が0から20%になっていることが一番大きく変わっているところでございます。

次に、社会環境についてですが、1960年代にカラマツの造林を実施し、現在の人口

は2集落57人が住んでおられまして、主産業は農林業。土地所有状況ですが、この地域の9割以上が私有地になっております。あと、水色の箇所ですけど、約3%のナショナルトラスト地がございます。

地域の自然環境の課題と再生の方向性として、森林と土砂流入と湿原そのものと水環境、河川環境、最後に自然の利用と環境の教育という六つの課題を抽出しております。それぞれについて、簡単にご説明いたします。

まず、森林について、達古武地域の4,200ヘクタールを見ますと緑の広葉樹林が76%から47%に大きく減っております。人工林は、カラマツとトドマツについてそれぞれ0だったものが14%と、2%になっているということで、人工林がかなりふえていると言えます。

次の土砂流入に関しましては、左が1947年、右が2002年の状況です。ハンノキ林が16%から27%と大きく増えております。また、湿原植生が減っていることが判ります。ここでの課題としましては、土砂の発生源における流出防止策と森林の再生、が挙げられております。

湿原に関しまして、同じく左が1947年、右が2002年です。大きく変わっておりますところは、農地と非利用農地が、それぞれ0だったものが10%と9%、足して約20%になっております。良好な湿原の保全と未利用地の湿原化を検討していくということと、急激な植生の変化を抑制することという課題がございます。

次に、水環境でございます。達古武沼では富栄養化が進んでおられまして、近年、在来の多様な水生植物の確認数が大幅に減少しております。また、外来種のウチダザリガニによる在来種への影響が懸念されております。こちらの水質については応急処置を含む総合的な対策と、外来種の個体数減の検討が必要という現状でございます。

その次に河川環境でございます。達古武沼の東にある達古武川が直線化され、現状は直線河道となっているということと、これに流入する小河川等に工作物等で段差ができており、連続性が断たれているという状況が見受けられます。これらを含めた河川環境のあり方、また断たれている箇所の改善が課題となっております。

地域としての課題の最後に自然の利用と環境教育がございます。現状ではカヌーの利用、またオートキャンプ場等がございます。こちらのオートキャンプ場も年間5,000人の宿泊客があるということですけど、なかなか散策道とかが整備されておりません。再生の取り組み、自然と触れる機会というのがまだ十分に持たれていないという課題がございます。

今回の実施計画では148ヘクタールを事業の実施対象としておりますが、これらの地域の六つの課題のうち、主に森林の再生と土砂流入対策、あとは環境教育の3点に関する計画を作成しております。

事業実施地区の森林環境について説明しますと、148ヘクタールのうち99ヘクター

ルがカラマツの人工林になっておりまして、樹齢は40年前後です。沢沿いにはハルニレ、ハンノキ林がございます。尾根沿いにはミズナラ、アオダモ等がございます。今回の計画では母樹からの種子の自然散布の可能性を検討しますが、図中の青色で示される母樹林は尾根沿いと隣接する周辺の広葉樹林に限られます。これを見ますと、40メートル以上、母樹林から離れる箇所が50%以上あるという状況でございます。カラマツ林内の林冠開空率は12%、林床開空率では5%となっております。広葉樹稚樹の動物による被食率は7%程度で、樹高50～100センチほどの固体に被食痕が多く見られます。

自然林の再生については、自立的な再生の可能性を検討しております。母樹に近い場所では稚樹が多く見られることから、自立的な再生の可能性が高く、それ以外の場所は低いのではないかと考えられます。再生を阻害している要因としては、種子の供給量不足、あとはササの被覆等による定着阻害と光量不足、エゾシカによる被食などがございます。

次に、土砂流出に関しましては、危険な箇所が事業実施地区の中で30カ所程度ありまして、緊急的に改善が必要な部分も半数近くあり、沼への土砂流出を軽減する必要があるという状況でございます。

次に、環境学習については、訪問客が多いのですが、地区内には散策路などがなく、再生の取り組みを活用した環境学習の推進が必要な状況となっております。

以上の課題を踏まえまして、具体的な実施計画をまとめております。はじめに自然林再生の事業計画について。基本的な考え方として五つの項目が示されております。残された良好な自然の保全を行うこと、自然の力にゆだねる方法を優先すること、科学的な検証を行いながら順応的な管理によって進めていくこと、急激な環境の変化を生じさせないようにすること、遺伝的攪乱の防止に配慮することでございます。

自然林の再生の目標としましては、地域本来の森林生態系に再生すること、自立的に自然が維持される状態を目指すということを念頭に置いております。

今回の自然林再生に関しましては試験施工の実施計画という位置づけで、また数年後に試験施工の結果を踏まえた実施計画を作成するという事を考えております。試験区は3種類設定しておりまして、簡単に申しますと、森林の中の地表の処理、それと間伐と防鹿柵、これらをまぜ合わせたパターンで試験区を、 、 としております。

まず、試験区 では稚樹、小さい方から になるのですが、稚樹の定着段階におきまして、ササを除去する必要性、シカの被食を避ける防鹿柵の必要性を検証する他、地表処理のパターンによって、どう稚樹が成長するかを検証します。次の試験区の 、 ですが、

の方は稚樹のある程度成長した段階、 の方は、さらに成長して幼木になった段階での成長阻害要因を検証します。 ではシカの被食を避ける必要性の検証、 では間伐の必要性の検証ということで、高間伐から無間伐まで林内照度を変えるようにし、併せて防鹿柵の必要性の検証も行う計画であります。試験施工の結果の評価は、3年ずつの検証期間を置きまして、先ほど申しました試験区の、 につきましては稚樹の定着密度を見る、 に

については被食による成長のおくれを見る、 につきましては間伐による生産量の増加量を見るということの評価指標にしたいと考えております。

この自然林再生のスケジュールですが、先ほど試験施工をふまえた実施計画について述べましたが、順次試験区毎にその評価を進めまして、平成20年の段階で、試験区の結果を評価し、地表処理方法の選定ができることから、本格実施に向けて早ければ、その時期に作成にかかるということを考えております。試験施工の結果をもとにした事業計画の作成の考え方でございますが、あらかじめ種子の供給源であります母樹からの距離と、シカの被食率と相関する斜面の方位を組み合わせて20のパターンに分けたベースマップを作成しまして、試験の結果をもとに各パターンについて最適な手法を決定していくというやり方で行います。

試験施工後に適用する再生手法としましては、良好な森林の保全、ササ類の除去と被食の影響の除去、間伐、稚樹の供給、それにあわせました圃場の整備等を考えております。モニタリングにつきましては、樹林及び森林性の動物を指標に用いることとし、広葉樹稚樹密度の計測と、特定の指標種の調査を行い、その結果により再生の達成度を評価する計画です。これらのモニタリング調査は5年間隔で実施し、初期値との比較と、リファレンスサイトとの比較を行っていく計画でございます。

次に、土砂流出防止の事業計画については、土砂の移動・流出を抑制すること、流入する土砂量を減少させることを目標にしております。具体的に適用する再生手法については、作業道からの土砂流出の防止策を実施します。丸太やムシロなどの自然素材を用いまして周辺への影響が小さくなるような工法を用いるという予定であります。モニタリングと評価の方法については、地区内から流出します河川の末端部におきまして、通年で土砂の流出量を把握して急激な変化がないかを確認していく計画でございます。

最後に、環境学習の事業計画についてですが、目標としまして、再生の取り組みに直接携わることで効果について学ぶことを目指しております。より実践型・体験型となることを基本としておりまして、調査体験型、作業体験型のプログラムを作成して実施していく計画でございます。また、既存施設を活用して環境教育にも活用していくということもございます。

全体のスケジュールとしましては、主に自然林の再生、土砂流出防止、環境学習とありますが、図にありますようなスケジュールで実施していきたいと考えております。

最後に配慮すべき事項ということで、情報公開、市民の参加、達古武地域内での連携、流域全体との関係、あとは、計画の見直しにつきましては実施者が必要に応じて見直しを実施していくということを念頭に置いて進める実施計画となっております。以上でございます。

【小野委員長代理】 ありがとうございました。

では、引き続き、国土交通省の方からの説明をお願いいたします。

【国土交通省河川環境課長（久保田）】 国土交通省河川局の河川環境課長でございますけど、茅沼地区の旧川復元と久著呂川の土砂流入対策の実施計画について、ご説明をさせていただきます。お手元に資料の4 - 2と4 - 3がございますが、前のスクリーンのスライドによってご説明をさせていただきます。

まず、経緯でございますが、平成15年に自然再生協議会が設立されております。17年の3月に全体構想が策定されて、同じく10月に旧川の復元の実施計画（案）が協議会で了承されて、この8月に旧川復元の実施計画が策定、これは実施者が釧路開発建設部ということでございます。旧川復元を含める釧路湿原の自然再生の取り組みというのは平成11年から始まっておりまして、釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会などにおいて、学識経験者、地域住民、それから地元のNPOなど、多くの方々による議論の結果としてまとめられたものでございます。次、お願いします。

これは実施主体及び対象区域でございますが、旧川復元の実施主体は国土交通省北海道開発局釧路開発建設部でございます。右の図をごらんいただきますと、対象区域でございますが、釧路川の河口から32キロ付近の釧路川の茅沼地区の約2キロの区間でございます。左の下にございますけれども、先ほどの全体構想の三つの目標、それから六つの施策がございましたけど、ちょっと小さくて申しわけございませんが、旧川復元は「湿原生態系の質的量的な回復」と「湿原生態系を維持する循環の再生」を目標とする施策の「河川環境の保全・再生」に位置づけられております。次、お願いします。

これは、当該河川の変遷の航空写真でございます。1947年ごろは、釧路川は一番上でございますけれども、蛇行して流れており、茅沼地区周辺は湿地となっておりました。沼幌新水路の工事中でございます1977年には、左の方に見えらると思っておりますが、現在の直線河道が掘削され、掘削の残土は、直線化工事の上でございますけれども、右岸側に置き土されております。また、周辺では樹木が繁茂し始めております。現在、一番下でございますが、釧路川は直線河道を流下してありまして、旧河道は小さくなり河跡湖状となっております。この結果、河川の水位の低下、それから氾濫頻度の減少が生じて直線河道周辺は土地利用が可能になっておりまして、特に上流では農地として利用されておるところでございます。次、お願いします。

これは、茅沼地区の課題でございます。河川水位の低下と氾濫頻度の減少によりまして、でございますが、湿原の内部への土砂の流入が増加した。それから、上の右側でございますが、湿原らしい河道の物理環境が失われた。それから、左の下でございますが、乾燥化によって湿原が減少した。でございますが、湿原の景観が失われたといった課題が生じております。次、お願いします。

このような課題に対応して、全体構想の中では、上にございますけれども、四つの具体的な施策を展開するとしております。まず、一つ目が良好な環境を有しておる河川が維持されるよう保全する、二つ目が湿原への負荷を軽減し河川本来のダイナミズムを回復・復

元する、三つ目が河畔林、氾濫原、草地など、多様な環境を復元・修復する、四つ目が河川の上流から下流に至る連続性や河畔から河道に至る連続性を保つということでございまして、茅沼地区の旧川復元では、これを踏まえて右の下にございます四つの目標を設定しております。一つ目が湿原中心部への土砂流出などの負荷の軽減、それから が湿原河川本来の魚類などの生息環境の復元、 が氾濫原の再生による湿原植生の再生、 が湿原景観の復元ということでございます。次、お願いします。

これが実施内容でございまして、さきに述べました四つの目標を達成するために、まず、上にございます直線河道の右岸側に氾濫を回復させるために堤防上に置いております右岸残土の撤去ということでございます。それから、下にございます、氾濫頻度を回復して魚類の生息環境を回復させるために旧川に水が流れるように開削する旧川の復元。それから、上の右側にございます、地下水位を上昇させて湿原植生の回復を期待する直線河道の埋め戻しということでございます。なお、この三つの実施内容でございまして、具体的な施行方法、手順については、旧川復元の小委員会において今後検討した上で決定したいというふうに考えております。次、お願いします。

これは期待される効果の一つ目でございますが、まず、湿原中心部への土砂流出などの負荷の軽減の効果があるということでございます。過去の実績流量のデータを用いて水に浮かんでいる砂の量を考慮した氾濫計算を行って、旧川復元前後の湿原中央部への浮遊砂の流入量を比較しております。その結果、湿原流入部に流入する年間の土砂量が現状から約3割削減される、軽減されるということが期待されまして、これによりまして湿原の乾燥化によって急激な湿原植生の変化を緩和することができると期待されるところでございます。次、お願いします。

これが期待される効果の2番目でございますが、これは魚類の生息環境の復元で期待される効果を示してございまして、旧川復元によって水深とか流速など平常時の水利量や河畔林や植生の樹冠被覆率、これは河畔林によって形成される水面の日陰の割合ですけれども、これなど魚類の生息環境が湿原中心部で見られる河道条件に類似してまいりまして、湿原らしい魚類の生息環境になることが期待されます。さらに、直線の河道部分は平均水深が70センチと浅く、また樹冠被覆率も低いということで、旧川の復元によりまして平均水深が1.2メートルと深くなり、また樹冠被覆率もふえて湿原本来の河道状況に近づくとということでございます。次、お願いします。

これが期待される効果の3番目でございまして、これは湿原植生の再生の効果でございまして、旧川の復元により河川水位が上昇するということが氾濫頻度が増加して地下水位が上昇します。シミュレーションによって地下水位と冠水の頻度を予測し、これによりましてヨシの復元を推定してございまして、湿性の植生が再生し、ヨシなどの湿性植生の生育面積が茅沼周辺では現状よりも約100ヘクタール、当地区で現在、約2割というものが約7割に回復するということが期待されております。次、お願いします。

これが期待される効果の4番目でございますけれども、湿原景観の復元ということで、左側が現状でございますけれども、現状の直線河道は遠くまで見通せるような一面に水面があるというような景観となっております。しかし、右にございますように、蛇行、多様な河畔林に覆われた水面が湿原本来の河川の景観でございます、旧川の復元によりまして河川の景観が湿原本来のものになることが期待されると考えております。次、お願いします。

これが、モニタリングの実施でございます。モニタリングの方針としましては、まず自然環境とか社会的条件に関する事前調査をしっかりとやるということ。それと、事業実施期間中、事業実施後は事業の目標に対して長期的なモニタリング調査を行い、この調査については旧川復元の小委員会で議論しながら進めていきたいというふうに考えております。次、お願いします。

これが順応的管理手法の適用ということでございまして、状況に応じて計画内容の修正や見直しが可能となるように順応的な管理を実施することとしております。事業の実施前に予測されました期待される効果を事業後のモニタリングによって小委員会で適正に評価していただいて、期待される効果があらわれていない場合には計画を柔軟に見直すということで進めていきたいと考えております。

次は、久著呂川の土砂流入対策の実施計画でございます。

これは経緯は同じでございます、一番下にもございますように、土砂流入対策の実施計画については土砂流入小委員会で十分な協議を経て作成されたものでございます。次、お願いします。

これらの実施主体及び対象区域ということで、実施主体は、たくさんございますけれども、国土交通省北海道開発局釧路開発建設部、それから北海道釧路土木現業所、それから鶴居村、それから下久著呂地区農業用排水路維持管理組合などがございます。右側にございますけど、対象区域は久著呂川及びその流域でございます、先ほどの全体構想の中では、この久著呂川の土砂流入対策は「湿原生態系の質的量的な回復」と「湿原生態系を維持する循環の再生」を目標とする施策の5、「湿原、河川、湖沼への土砂流入の防止」に位置づけられているところでございます。次、お願いします。

当該箇所、なぜ久著呂川で実施するのかということでございますけれども、左をごらんいただきますと、現状の湿原の浮遊砂の収支がございます。これを見ますと、右側にも書いてございますように、湿原へ流入する浮遊砂量は釧路川本川を除く主要な支川では久著呂川からの流入が最も多いということで全体の16%を占めておることと、他の主要支川と比べますと、流域面積当たりの浮遊砂量は久著呂川が最も多く、釧路川本川の4倍ある、1平方キロメートル当たり1年間に約25立方メートルでございますけれども、そういった数字でございまして、以上のことから湿原への負荷の軽減に効果が大きいと判断いたしまして、久著呂川で先行して実施するというようにしております。次、お願いし

ます。

これが当該箇所の航空写真でございますが、1955年、昭和30年ごろは流域の開発が拡大する以前でございます。河道は蛇行して、まだ流域はほとんど開発しておりません。それから、その次が昭和54年、1979年でございますが、明渠排水事業によりまして土地利用可能面積が増加して、流域では農地開発が進展しております。明渠の排水事業は昭和55年、この写真の翌年には完了しております。現在が一番下でございますが、河道や流域の状況は真ん中の1979年と大きく変わらないというのがわかるかなと思います。次、お願いします。

これが、この箇所の課題でございます。久著呂川では、流域の開発、農地・宅地の開発、それから周辺の土地利用を図るための河道の直線化、森林の伐採に伴って土地利用状況や地面を覆っている植生の状況が変化して、生産土砂量が増加するとともに土砂が河川へ流出しやすくなってきております。その結果、土砂生産量の増加や湿原より上流側での氾濫頻度の減少による土砂捕捉量の減少が生じて湿原への土砂流入量の増加が生じました。湿原での土砂堆積量の増加によりまして湿原が乾燥化して、湿原本来のヨシ群落は減少してハンノキが増加する湿原の質的な変化が進行すると懸念されているところでございます。次、お願いします。

これが課題と目標でございます。自然再生の全体構想では、上に書いてございますが、三つ、土砂の生産・流送・堆積のメカニズムの把握、それから土砂生産源での流出の抑制、湿原に流入する手前で沈砂というような三つの目標ごとに具体的な施策を展開することとしておりまして、下の右側でございますように、久著呂川の土砂流入対策の目標につきましては、流域開発前の湿原土砂堆積速度程度となるように流域開発に伴って増加した湿原流入土砂を軽減しようとするということと、具体的には湿原に流入する土砂量を現状から4割軽減しようというような目標を立てております。次、お願いします。

これが実施内容の一つ目でございますが、まず、土砂生産の抑制のために ということとして河道の安定化対策、及び として森林の再生、それから湿原流入土砂の軽減のために として排水路の合流部の沈砂池、 として水辺林・緩衝帯、 として川沿いの土砂調整地、 として湿原流入部の土砂調整地、この六つの事業を実施したいと考えております。次、お願いします。

これが土砂生産の抑制としての事業実施内容でございます。まず一つ目が河道の安定化対策でございます。これにつきましては北海道釧路土木現業所が実施いたしまして、河床低下、河岸浸食によりまして土砂の生産・流出を抑制するための落差工、床止工を設置するものでございます。

2番目が森林の再生でございます。これにつきましては、まだ実施者は未定ではございますが、流域全体での協力・連携を図って進めていきたいと考えております。これは、流域の裸地、荒廃地等からの土砂の生産を抑制するため植林等を行うものでございます。

次、お願いします。

これが土砂の捕捉による湿原流入土砂の軽減ということで、排水路の合流部の沈砂池と水辺林・緩衝帯の実施ということでございます。まず、左側にございます排水路の合流部の沈砂池につきましては、北海道釧路土木現業所、釧路開発建設部、鶴居村、下久著呂地区の農業用排水路維持管理組合が実施主体と考えておりまして、農地等から排水路を通じて河川に流入してくる土砂を捕捉するために沈砂池を設置するものでございます。それから、右が水辺林・緩衝帯でございまして、これにつきましては北海道釧路土木現業所などが実施するものでございまして、農地等からの表面流出等によって河川に流入いたします土砂を捕捉するために、水辺林、それから緩衝帯を整備するものでございます。次、お願いします。

これが実施内容の4番目でございますが、土砂の捕捉による湿原流入土砂の軽減として、まず、
として上にございますが、河川沿いの土砂調整地でございます。これにつきましては北海道釧路土木現業所が実施いたしまして、久著呂川を流下して湿原に流入いたします土砂量を軽減するために土砂の調整地を河川沿いに設置するものでございます。それから、下側が湿原流入部の土砂調整地でございますが、これについては釧路開発建設部が実施することとしておりまして、湿原より上流側の丘陵地帯では捕捉できない湿原に入ってくる負荷、特に細粒分の土砂でございますが、これを捕捉するために、傾斜が緩くなっております湿原流入部に土砂の調整地を設置するものでございます。土砂の調整地の中には人工ケルミと称しておりますあぜ状の高まりを設置いたしまして、棚田状の湛水域を創出することで土砂の調整機能を高めて細粒土砂の沈降も促していくこととしております。

次に、期待される効果でございますが、これらの対策によりまして、久著呂川流域全体では、湿原に流入する細粒の土砂及び粗粒の土砂を現況からそれぞれ約4割軽減することができまして目標を達成することができると期待されております。土砂流入量を4割削減することによりまして、湿原の乾燥化によります急激な湿原性植生の変化を緩和することができるかと期待されております。

次、モニタリングの実施、順応的管理の適用でございますが、先ほども申し上げましたように、事業の実施に当たってはモニタリングによる検証を行います。モニタリング方針といたしましては、十分な事前調査を実施するとともに事業実施期間中及び実施後は事業の目標に対して長期的なモニタリング調査を行うことにしております。また、これらのモニタリング調査については土砂流入の小委員会で議論しながら進めていきたいというふうに考えているところでございまして、事業前に予測された期待される効果を事業後のモニタリングにより評価して、期待される効果があらわれていない場合には計画を柔軟に見直していきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

【小野委員長代理】 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、農水省の方の報告に入ります。

【農林水産省防災課課長補佐（石井）】 農林水産省農村振興局でございます。釧路湿原自然再生事業土砂流入対策実施計画の雪裡・幌呂地域及び南標茶地域について説明させていただきます。まず最初に概要を説明させていただきます。さらに釧路開発建設部の方から追加的な説明をお願いするところでございます。

まず、お手元の資料4 - 4をおめくりいただきたいと思っております。1枚、概要でございます。

まず、雪裡・幌呂地域でございますが、実施主体、国土交通省北海道開発局釧路開発建設部、そして鶴居村。括弧に書いてありますが鶴居排水路維持管理組合、これは地域の農業者主体の組合でございますが、10月ごろ参加する予定となっております。

次に、自然再生の対象となる区域でございますが、釧路湿原の北西部上流でございます。阿寒郡鶴居村でございます。村内で実施中の国営土地改良事業、雪裡川及び幌呂川の下流域を対象としております。この国営土地改良事業は平成18年度、ことし実施を始めまして、鶴居第2地区という地区でございます。24年までの実施を予定しております。

次に、自然再生事業の実施内容でございますが、まず、目標といたしまして農用地及び農業用排水路から河川への土砂の流入量の軽減を図ることとしております。右の方のポンチ絵、こちらの農地から排水路を通じまして土砂が河川に流入するのを沈砂池を用いて防いでいこうというものでございます。具体的な事業の実施計画内容といたしましては、この事業で整備いたします排水路が河川に合流する上流側に沈砂池、これを5カ所設置いたします。ここでうまく土砂をキャッチして、河川に流入する土砂を軽減することとしております。

また、この事業の実施に当たって、ポイントとして二つ挙げさせていただいておりますが、まずモニタリングによる検証ということでございまして、モニタリングについては沈砂池を設置する前後に行うこととしまして、土砂の堆砂状況等を検証することとしております。また、次に順応的管理手法の適用でございますが、これは、事業実施中にモニタリング等によっていろいろと不具合が見えてきた場合については、その状況に応じて維持管理の内容を見直していくということを考えているところでございます。

続きまして、釧路開発建設部の方から追加的な説明をお願いいたします。

【国土交通省釧路開発建設部（馬淵）】 釧路開発建設部で釧路湿原再生協議会にかかわります農業部門の方を担当しております馬淵と申します。よろしく願いいたします。

土砂流入対策（沈砂池）実施計画、雪裡・幌呂地域でございます。先ほどの国土交通省さんの方の説明と重なるところは省略させていただきます。これの実施計画は平成18年1月の協議会で実施計画が了承されております。次、お願いいたします。

協議会も、同じく関係行政機関、その他が入っております。協議会の中の土砂流入小委員会の方で中身が検討されております。次、お願いいたします。

土砂流入対策（沈砂池）の位置づけといたしましては、ここにあります中の5番の湿原、

河川、湖沼への土砂流入の防止というところに位置づけております。次、お願いいたします。

これからが事業の中身なのですが、農林水産省といたしましては、一応、今回、実施計画を上げさせていただいております。一番左側の赤く塗ってあるところが雪裡・幌呂地区、後ほどご説明いたします一番右側のところが南標茶地区、あと、前段で説明しました久著呂川の計画の中の排水路での沈砂池計画というのが、これが農業部分で実施するというところで久著呂川の計画の中に入れておりまして、地図の真ん中の地域になっております。青いところは釧路湿原の国立公園の地域になっておりまして、それぞれ、その周りの3地区で農地防災事業というのを実施しております。次、お願いいたします。

まず最初に、この湿原の周りでやっております農地防災事業について、概要を説明させていただきます。

農地防災事業というものですが、この地域は鶴居村及び標茶町になりまして、両村・町とも酪農を基幹としている村・町であります。その中で、湿原の周辺の泥炭地で酪農経営をやっております。農地を使っているのですが、泥炭地なものですから、営農をしていく間にどうしても沈下が起きてきまして、農地に水がたまったり排水路ががたがたになって水が流れにくくなるということで、泥炭地に起因しました原因によりまして農業の生産性とかが損なわれてきております。その機能が落ちているものを、もとの形に戻そう、そういう事業を農地防災事業ということで実施しております。

内容としては、事業の中で排水路整備とか暗渠排水、あとは低くなった農地の上に工作路を足す置き土というような工事をやっております。その工事をやる中で、つくった排水路から工事中も土砂が流入します。その土砂が湿原の中に入っていきのを抑えようということで、沈砂池をつくるというのをまずやっております。通常、事業では、作り出した沈砂池は撤去するのですが、それをそのまま存置いたしまして、地元の方に将来的に維持管理をお願いしまして、土砂が湿原に流入するのを抑えていくということを考えております。

これが参考例なのですが、沈砂池の一般的な形でして、沈砂池自体は、周りの土壌等を見まして実測をいたしまして、その中の粒形の大きいもので6割から8割程度の土砂を沈砂池で沈降させようということで計画して実施しております。次、お願いします。

一応、それがやろうとしている事業の内容でありまして、釧路湿原の自然再生事業の中では三つの目標が掲げられているのですが、その中で、湿原環境の急速な悪化を抑えるために農地及び農業用排水路から河川への土砂流入量の軽減を図るということで、整備する農業用排水路が河川に合流する上流側に沈砂池を設けて、それを防止しようということで考えております。次、お願いします。

これが、南標茶地区になるのですが、実際に設置しました沈砂池になりまして、下流側から上流側を見ております。ちょっと幅広くなっているところが沈砂池になります。左側

に、今後、実施した後、地元の農業者の方に管理をお願いしますので、土砂の撤去等が簡単に農家の方が持っていらっしゃる重機等でできるように車両進入路とか、あと、ちょっと左側に見えるのですけれども、かわりに回しの排水路等を設置しております。次、お願いします。

維持管理体制ということで、実施中は釧路開発建設部、鶴居村、あと完了後は鶴居村及び関係農業者ということで、排水路維持管理組合をつくって管理をしていただくというふうになっております。維持管理方法としましては、実施中にモニタリング試験を行って、維持管理計画を作成して、堆積土砂を適切に除去していくというふうに考えております。堆積土については、農地へ還元していきたいというふうに考えております。あとは、維持管理作業における配慮項目としまして汚水の処理とか、タンチョウが生息しておりますので、それらへの配慮を考えております。次、お願いします。

あとは、先ほどのモニタリングといたしましては、事業実施中には、上段に書いてあります、降水とか排水流量、堆積等、上記のようなものを計測しまして維持管理の計画をつくることとしております。また、事業完了後は地元の方に管理していただきますので、簡易な計測ということで、土砂の状況とか土砂撤去の状況を計測いたしまして今後の協議会の方に報告していくというふうに考えております。次、お願いします。

あと、順応的管理方法の適用ということで、沈砂池に実施中にどのくらい堆砂があるとか、そういうものをはかりまして、沈砂池の大きさの検討ですとか、それが終わった後、事業を実施した後は農家の方で土砂の撤去をしていただきますので、それがどのくらいになるかとか、撤去の方法を変更しなければいけないかとか、そういうことを考えながら管理の方をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

【小野委員長代理】 ありがとうございます。

【農林水産省防災課課長補佐（石井）】 続きまして、最後でございますが、南標茶地域でございます。資料4-5をお開きいただきます。まず、実施主体です、釧路開発建設部、標茶町、そして南標茶地区排水路維持管理組合、農家主体の組織でございます。自然再生の対象区域といたしましては、釧路湿原北部上流に位置しております川上郡標茶町内の釧路川及びオソベツ川合流部の地域でございます。このあたりで国営土地改良事業を実施させていただいております。地区名は南標茶地区で、平成14年度から実施しております。

自然再生事業の内容といたしまして、まず、目標としては先ほどの雪裡・幌呂と同じでございます。農用地、農業用排水路から河川への土砂流入量の軽減を図るということになっております。右の方にポンチ絵がございますが、7カ所、沈砂池を設置することといたしております。既に4カ所が設置済みでございます。また、設置した沈砂池は適切な維持管理を行って、河川に流入する土砂を軽減するというを考えております。雪裡・幌呂と同じくモニタリングによる検証、また順応的管理手法を適用するというを、あわせて行っていきたいと考えております。

これについても、追加的な説明を釧路開発建設局からお願いいたします。

【国土交通省釧路開発建設部（馬淵）】 内容につきましては、先ほどご説明しました雪裡・幌呂と内容は一緒になっておりまして、地域がちょっと地図の右側になっております標茶町の地域になっております。次、お願いいたします。

ここに出ておりますように、この地域の中の排水路の中に同じような沈砂池をつくるということで、内容、計画等は先ほどの雪裡・幌呂と同じようになっています。以上です。

【事務局（農林水産省）】 以上でございます。どうもありがとうございました。

【小野委員長代理】 以上、5計画についての説明でした。環境省は、森林、それから草地の再生・管理という問題、達古武地域を中心にとということでありまして、国土交通省は茅沼、近くでありますけれども、旧河道の復旧と周辺の復元ということをお考えになっているということです。それから、農水省の方は、特に土砂流入地域については沈砂池を設置して環境の保全を図るということでありまして、3省庁とも、それぞれ、言うなれば入れ子のようになっております。例えば沈砂池は国交省もおつくりになっているし、森林の管理等につきましては環境省と国土交通省が実施しているところもございます。これは結局、主務省庁としては農林水産省が主務省庁になるわけでございますね。

【農林水産省環境政策課長（藤本）】 いえいえ、ここに座っている3省が主務省庁でございます。

【小野委員長代理】 それぞれは省庁が担当しているわけですけど、この事業に関しての主務省庁というのは、現在の事務局は農林水産省ですね。

【農林水産省環境政策課長（藤本）】 私どもでございます。

【小野委員長代理】 だから、事務局の方にお聞きしますが、助言に関する考え方というのを一応はっきりしておいた方がいいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

【農林水産省環境政策課長（藤本）】 ここにいる省庁を代表して、事務局が農林水産省でございますので、私からお答えをさせていただきます。自然再生専門家会議に先立ちまして、自然再生推進会議幹事会で、各計画につきまして、自然再生基本方針等に沿ったものになっているかどうかということについて検討させていただいたところでございます。その結果、この5事業について、国として助言の必要はないと判断をしているところでございます。

【小野委員長代理】 ありがとうございます。

今、実施計画についてのご説明をいただいたのですけれども、これからしばらくの間、今、助言は特に必要でないということでもありますけれども、現状につきまして、ご担当の方もおいでいただいておりますので、自由に質問をしていただきまして、現地の実際の様子などもご理解をいただけたらと思っております。疑問に思った点、そういうことも含めまして、これからしばらくの間、ご自由に意見を賜りたいと思っております。

ご質問、ご意見等、どうぞ。

【進士委員】 沈砂池を計画されている沈砂池イメージ図というのが4 - 4にあります。これは、先ほどのお話を伺っていると、仮設のようにしてつくったものを、そのまま、もう一回使おうという、どうも、そういうことらしいですね。それはコストの面では大変合理的なのだろうと思うのですが、ちょっと私の感じでは、果たして、こういう形がいいのかというのを、だれも考えないのかと思ったのです。つまり、景観的配慮はないのでしょうか。自然再生という言葉に期待する国民のイメージと、大分かけ離れているように思うのです。つまり、これは沈砂という単独の機能だけを満たす設備に過ぎないですね。自然再生というのは、そういうものではないはず。確かにタンチョウの生息も考えた説明はありましたが、私は、果たしてタンチョウが喜ぶかどうかタンチョウに聞いてみたいと思うのです。少なくとも、一般の市民の目を見たときにも、もうちょっと風致的な景観的配慮というのは当たり前ではないかと思うのです。

今、自然再生事業というのは国民的な関心を持って見られているわけです。ここに鈴木先生がおられるけど、林学では、昔から森林を風致施業とって、同じ木を植えたり切ったりするのでも風致的な配慮をすることを林野庁でも考えてきているのに、一体、これはどういうことなのだろうと。それは、課題を箇条書きで挙げて、そして土砂流入とか、そういうものだけを1対1の対症療法で検討するというような考え方に、どうも問題があるように思うのです。トータルに自然というものを見るということがなくてね。その、どうも計画を立てる入り口からちょっと問題ではないかと私は強く感じました。

【鈴木委員】 話題、変えてよろしいですか。

【小野委員長代理】 後で回答は、まとめてやってもらいます。

【鈴木委員】 また、では、ちょっと達古武地域の自然再生に絡んで二、三、希望があります。

これから自然林に近い形で持っていくということですが、今ある森林自体がカラマツを主体にして40年生前後、つまり40年かけて今があるのです。40年かけて今があるという過去を全部「ご破算で願いましては」という、最近、そういう考え方がありますが、余り私は納得できない。それはいろいろな経緯がありますが、北海道の場合は、カラマツ造林が成功したか失敗したかはいろいろ評価があるところですが、やってしまったことを生かすというか、それと改善していくという、これは両方を尊重しなければと思います。特に、森林のように50年、100年でやっていこうというものを、調子が悪いから、ここでご破算にしましょうという考え方は余り望ましくない。

先ほども出ましたけれども、10年先、50年先、100年先を、どうイメージするのだといったときに、人間のとってきた足跡も当然評価すべきだろうと思います。カラマツでいけば、北海道のカラマツは樹木病害で唯一、カラマツ先枯れ病というので法定伝染病が出て問題になったのですが、そこで北海道のカラマツはいろいろ言われましたけど、逆

に、病気にかかって、あそこは成長がいいから植えたのですけれども、今では成長が悪い方が材質は良いという逆な影響が出ています。子どもがとってきた道なので、林野庁がやったとは言わずに、やはり、そういうものも残していき、そして50年後を見てみるというような包容力が必要ではないかと思います。超長期なものの考え方、もちろん短期なものの考え方もありますが、それをぜひ考慮してほしい。

ここに書いてある、特に、どの実施計画もそうなのですが、リファレンスサイトというのが目標地域になっていて、過去のたどってきた道を私はリファレンスサイトにするのかと思ったら、それは「ご破算で願いましたは」といって、みんな切っちゃうんですね。そうではなくて、ありたいという姿もあるし、それから過去にとってきた道だったらどうなるのだろうというコントロールサイトというか、本当はリファレンスサイトだと思うのですが、そういうものも残していかなければ、そのとき、そのときの非常に微視的な時間軸でものを決めてしまっているのではないかと。だから、そういうことを少し配慮してほしいと思います。

それから、最初に出てきましたコスト・ベネフィットの問題で、ベネフィットの問題はいろいろ難しい点はあると思うのです。だけど、コストの問題は出ると思うのです。少なくとも、コスト的にどうなっているのだと。釧路湿原の膨大な面積に対して、あるいは一つ一つの実施計画に対してコストを一体どのくらい考えているのだというのが、ある程度ないと、一体、これがどのくらいのプロジェクトなのかというのは見当がつかない。時間軸も、最初にこれも議論に出ましたけれども、一体どのくらいかけてやるのですかと。ただ、森林ということになりますと、30年、50年、やはり100年先はどうなるのだと。そして自然の循環型に任せるような形に何とか持っていきたいというのが希望だと思うのです。これが自然再生事業の本質だと思うのです。だから、どういうふうにするのですかというときに、そこにコスト的な面もやはり考える必要があるのかなと思います。

それと同時に、その効果が、昔に戻るというだけではなくて多面的に評価されることが必要であり、できないと言われてしまえば、それでおしまいなのですが、できないと言わずに、やはりそれを主張しなければ、この自然再生という事業が国民的に認めてもらえないのではないかと思うのです。ですから、そういうことを是非してほしいという、これは希望です。

【小野委員長代理】 ありがとうございました。

ほかにございますか。

【鷲谷委員】 これから流域全体でさまざまな計画がつけられていくと思うのですけれども、その手始めとして協議会の皆さんが十分に議論した結果、出てきた計画ですので、それに対しての異議はございませんけれども、幾つか感想というかコメントと、あと若干質問させていただきたいと思います。

まず、一つ目は進士先生がおっしゃったこととかなり重なるのですが、私は実際に事業

をしている場所を見せていただいたことがあります。コンクリートでできた沈砂池を見て、自然再生というふうにイメージしていたものとの違いを感じました。機能としては、きつと湿原に土砂を入れないということで自然再生の一つの機能を果たし得るのかもしれませんが、イメージとしてはかなり違うので、一般の国民の方が見たときに、どういう感想を持つかなという印象を同じように持ちました。

それで、農業サイドとしては、これから随分、あそこの湿地再生ということに関しては仕事があるのではないかと思うのですが、恐らく自然再生事業がそれぞれの省庁の既存の事業メニューの中から何かするという形でしかできないので、今、やりやすい国営の土地改良事業があるので、そこでの影響を抑える、緩和するための設備みたいなものですね、沈砂池は。それで参加するところから始めているのだらうと思うのですが、一番必要なのは、恐らく農地の利用に対して、もっと秩序を持たせるようにするにはどうしたらいいかという大きなことを考え始めるということが重要かと思うのです。

もう既に利用されていない農地なども地域にはあって、湿原の近くで農地が新しくできて、そこに受益農家がある程度いらっしゃって、湿原に負荷をかけないためには沈砂池をつくるわけですが、自然再生というのは恐らくサステナブルな社会をつくるためにやらなければいけないことだと思うのですが、沈砂池の維持管理がずっと必要になるわけですね。そこで、湿原に近いわけですから、恐らく条件が余りよくない農地で農業をされる方がいらっしゃる、沈砂池の管理をずっとしていかなければいけない、湿原に負荷をかけないというのがサステナブルなのかどうかというのが、ちょっと気になるころなのです。自然再生のため、事業が各省庁で実施できるようにならないかなというふうに思います。そうすると、そういう問題がなくなるように思うのです。

それで、農業サイドで必要なことは、恐らく畜産農家に自然再生に対する関心を持ってもらうことなのではないかと思うのです。例えば畜産物の加工場のようなものをつくって、そこでつくったものを観光客に売ることができるとか、そんな施設だったら農業をやっている方たちが湿原の再生にも関心を持って、もっと積極的に参加してくださるのではないかと思いますし、大きなところでは、農地をもっと整序を持った形で国土の中に配置し直すにはどうしたらいいかという大きなことも考えていく必要があるのではないかと思います。

ほかに、少し伺っていいですか。

【小野委員長代理】 質問ですね、これから先は。

【鷲谷委員】 今のはコメントです。

次は質問なのですが、カラマツの森林再生、鈴木先生からちょっと厳しい意見がありましたけれども、生態系の面からいろいろ見てきた者としては、そういう天然力を生かした森林再生の実験をするということはとても意義のあることではないかと思ひまして、事業の中でいろいろな試験区をつくって、天然力がどういうふうに森林を再生してくれるか

見るのは楽しみなのですが、その天然力の実態として種子分散者について、つまり、どういう動物が種子を分散しているのかについての知見がある程度あるのでしょうか。

それから、ネズミとかリスとかだと思えるのですけれども、ネズミなどだと、貯食をするときに種子をため込んだのを忘れてしまうと、それが再生に寄与するわけですが、ため込みがちなミクロハビタットというのがきっとあると思うのです。そういうことの検討は、これからしていくのでしょうか。

それから、せっかく成長したカラマツ林、カラマツというのはとても重要な資源だと思いますので、そのカラマツを例えば施設をつくる時にログハウスに利用するとか、そういう有効利用の計画は持っていらっしゃるのでしょうかということ、環境省にお聞きしたいと思います。

それから、河川局に対してですけれども、それぞれ数値も含めた予測などをしていらっしゃるって、わかりやすかったのですが、魚類の生息にとって多様なハビタットができるということを強調されていたのですが、それに対して指標魚類みたいなものを考えていて、どういう魚類の生息場所がどのくらい広がるというような具体的な生物名をイメージしたような予測もお持ちなのかどうかを伺ってみたいと思います。以上です。

【小野委員長代理】 伺う相手は環境省でよろしいのですか。

【鷺谷委員】 あと、河川環境なので国交省ですね。

【小野委員長代理】 どちらがお答えになってもいいのですが、森林部分については、これは環境省でしょうね。沈砂池関係については、これは農水省もありますし国交省もあります。これは、どちらでお答えいただいても結構です。先ほどのカラマツ問題を含めて、お答えください。鈴木委員の方は、カラマツが40年の歴史を持っていると、それをご破算にはいかんということです。鷺谷委員の方は、ご破算にして、どういう潜在的な地力を持っているのかという実験も、自然再生としては非常に大事なわけけれども、カラマツもやはり同じような意味で大事なのだという、全体を一遍に全部やるというのではないのでしょうか。その辺りについて具体的にお答えください。

【事務局（環境省）】 環境省から、ご説明いたしたいと思います。

まず、初めに達古武の森林再生ですけど、過去を生かすということをご意見いただきましてありがとうございました。その中で、今の森林再生の考え方につきましては、まず残された良好な自然の保全を優先的に行うというのがございまして、一気に改変するという計画ではございまして、自然の力にゆだねる方法を優先しております。また急激な環境の変化を生じないように進めるということ、念頭に置いておりますので、徐々に再生を進めていくという考えでございまして。

それとコストの関係ですけど、こちらの方は、具体的なコストというところは植栽林の生産にかかわるところの部分が大きくなってきます。それにつきましては、種子を達古武地域内で採取しまして、地域わきの圃場を今、整備しておりますので、そちらで約5年かけ

て植栽できるような種子を育てていくというような、できるだけコストがかからないような形でということを考えております。

あと、鷺谷委員の方からございました種子の分散者の検討についてですが、現在のところは風ということですね。自然分散ということですが、新たな分散に関する検討についてご指摘いただきましたので、今後、検討していければというふうに考えております。

あと、カラマツの有効利用の計画ということですが、こちらの方は、今現在では土砂流出防止対策の土砂止めとくい等で活用するという考えでおります。以上でございます。

【鈴木委員】 誤解のないように、私も鷺谷先生と同じ意見なのです。ただ、今までやってきたままでいったら、どうなるのだという場所も、是非、リファレンスサイトではない、言葉は違うかもしれないけれども、とってほしいということです。全部自然林に近づけたいという、この発想が、今あるままであと100年いったらどうなのだというところの対象を失ってしまう。是非、それもとっておいてほしいという意味です。

【事務局（環境省）】 それは、もう間伐も何もせずということですか。

【鈴木委員】 このままいったら、どうなるのだということです。

【小野委員長代理】 ご破算にするなという意味ですね。その点は後でまとめてお答えいただきますが、先ほど沈砂池の景観についてご発言がありましたが、それについて、ご説明をお願いいたします。

【農林水産省防災課課長補佐（石井）】 農林水産省でございます。

先ほどご質問いただきました沈砂池について、景観との関係、単に沈砂池を置くだけではなくて自然再生の観点からということでご指摘いただきましたが、沈砂池につきましては農地から出てくる土砂を河川に入る前にキャッチするというので、例えば釧路湿原の中でやっている事業ではなくて、湿原に入る前の農地の側の一番最下流でキャッチするというのでございます。沈砂池自体、法面につきましては植生工により、時間がたてば草が生えてくる、そういった形で目立たないようにするであるとか、また地元の方で沈砂池の周りに木を生やしてみようという動きもあるやに聞いております。そういった、湿原の中でやるものではないということ、また沈砂池自体も時間がたてば施工の方法や地元の植樹により周りとの違和感がなくなっていくのではないかと考えているところでございます。

もう1点、同じ沈砂池について農業の関係で鷺谷先生からご指摘いただきましたが、土地改良事業では、現在、機能が低下している農地を回復するという事業をやっておりまして、新たな開発をおこなっているわけではございません。沈砂池につきましても、今回、事業をやったから沈砂池が必要になって土砂上げが必要になったかといいますと、これまでも土砂は出ていたわけです。それを、これからは湿原に入らないようにキャッチしていこうという地元の動きだにご理解いただければと思います。

畜産農家に関心を持ってもらう必要があるのではないかとご指摘もいただきましたが、この自然再生事業を行うこと自体がかなり畜産農家に対する啓発になっているのかな

と感じておりました、実際、土砂上げ自体は農業者の組合でございます維持管理組合がやるということで、畜産農家の方にも意識が高まっているのではないかと思います。また、こういった事業は、実際に動いていくことで、より畜産農家の意識も高まっていくのではないかなと考えております。ちょっと雑駁ではございますが、お答えとさせていただきます。

【小野委員長代理】 ありがとうございます。

もう時間が押しておりますので、あとお一方だけ、何か新しい問題点があれば、ご指摘いただきたいと思っております。

【吉田委員】 4点あります。1点目は、達古武沼に関して全体構想の25ページに水質に関する図があります。私は、93年、96年あたりに、ラムサール条約締約国会議や東アジア保護地域会議のときに釧路へ行きまして、達古武沼のキャンプ場に泊まりました。その当時の状況と、それから昨年、一昨年の状況と比べてみると、富栄養化が進んでアオコが出るなど、水質が大問題だと思うのです。環境省で実施するカラマツ造林から広葉樹林への変換については別に異論はないのですけれども、同時に水質対策をやっていかないと大変ではないかと思っております。この辺については、環境省にお聞きしたらいいのか、あるいは家畜し尿の問題だということで農水省にお聞きしたらいいのかかわからないのですけれども、達古武沼については同時に水質対策が必要であると思っております。

2点目は達古武沼についてですが、ナショナルトラストの地域について、今の仕組みの中では民有地に支援をしていくということが難しく、一時期、国が買いあげるといった話があったとも聞きましたけど、それでは民間団体の主体性を損ねる本末転倒なところもあると思っております。この法律の仕組み自体に不備があるのかもしれませんが、今後、民有地が非常に多い中で自然再生をしていかななくてはいけない場合に、民有地であっても国が支援できるという仕組みに変えられないのでしょうか。自然再生推進法は議員立法でつくったのですから、議員に働きかけて法律を変えることも考えなくてはいけないのではないかと思います。

3点目は国土交通省に伺いたいのですけれども、旧川復元に関しては、魚類の生息環境の復元、土砂流出の減少、地下水位の上昇など、さまざまな効果が期待されるわけですが、一方で、旧川の現状の自然環境について失うことの心配というのも出されています。私がかかわっている三番瀬でも、こういった問題がありますが、そのときに納得してもらうためには、ミニマムインパクトでマキシマムベネフィットというか、失うものに対して得られるものがこれだけあるということを定量的に評価していくことが必要なのではないかと思っております。アセスメントではHEP (Habitat Evaluation Procedure) によって、ハビタットを定量的に評価します。例えば面積に質を掛けるというようなことで、簡易な方法で比較ができないかと思うのですが、そういったことはお考えにならないでしょうか。

最後は農水省に対してですけれども、農地防災事業、国営土地改良事業に関しては沈砂池で少しでも影響を少なくするという説明がありました、それは対症的なものです。今後の課題として、農地防災事業や国営土地改良事業そのものの中に自然再生という考え方を織り込んでいくということではできないのでしょうか。以上です。

【小野委員長代理】 ありがとうございます。

2番目と4番目は、ちょっと法律問題でややこしくなりました、これを議論していたら切りがなくなりますので、一応、ご意見としてお伺いしておきます。1番目の部分の水質管理の問題については、これは環境省からお答えいただけますか。それから3番目の問題は、これは国交省からお答え願います。

【事務局（環境省）】 環境省から、水質の関係でお答えいたします。

達古武沼の水質ですけど、現在、実施計画という動きはまだないんですけど、環境省で、ここ3年、平成15、16、17年と調査をしております。これは達古武沼だけではなくて、東部3湖、塘路湖、シラルト口湖というふうに合わせて3湖沼の水質、水環境調査を実施しております、特に達古武沼につきましては現在、流入河川の負荷、これの原因を中心に調査をしておりますが、まだ具体的なところは特定できておりませんで、今後、調査結果がまとまりましたら、ある程度のまとまった段階で環境省が中心になって実施計画をつくるかどうか、それは、ほかの構成員の方々と検討して具体的な再生に向けて働きかけていきたいというふうに考えております。

【小野委員長代理】 ありがとうございます。

では、久保田課長お願いします。

【国土交通省河川環境課長（久保田）】 まず、吉田委員からお話のございました旧川復元の件でございます。確かに、事業を進める上では得るものも失うものも両方ともあるということは我々も十分理解しているところでございます。旧川復元については、やはり湿原中心部にとって過度な負荷となっている土砂流入を低減させるという大きな目的を持って進めているわけですが、確かに、いろいろ地元では反対意見もあるというのは承知しております。先生が言われましたように、もう少し得られるものはこのくらいあるというようなPRも、我々、積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。それにつきましては、また辻井協議会会長のご意見も伺いながら、我々も進めていきたいというふうに考えております。

それから、先ほど鷲谷委員から質問がございまして、ちょっと答えが漏れておりました。魚類の生息環境の復元されることの予測についての質問があったと思います。国土交通省では岐阜の木曽川の三派川というところで実物大の模型実験をやっておりまして、木曽川から水を持ってきて実際に直線水路に入れたり蛇行水路に入れたり、その上からどれぐらいの樹木がかぶさっていたら魚類がどうなるかというような実験もしながら進めているところでございますけど、それは一般的なことでございまして、ここでどう考えているかに

つきましては、ちょっと釧路開発建設部の方から補足したいと思いますので、よろしくお願ひします。

【国土交通省釧路開発建設部（大串）】 釧路開発建設部の治水課の大串と申します。よろしくお願ひします。

茅沼地区の魚類の指標種ということでしたけれども、指標種というのは特に設けておりませんが、この釧路湿原は湿原内の河道形状ということで、箱側の深くて狭い河道形状ということで、釧路湿原を代表する、昔はよく住んでいたというイトウなんかに戻ってくるような河川環境を取り戻したいというのが釧路湿原全体構想の大きな目標となっております。その中で、この箇所においても、下流の蛇行河道と今、復元しようとしている旧川河道がほぼ同じような形状ということで、下流をリファレンスサイトとして、まず物理形状をそういった形に戻すと。水深だとか川幅、流速、それから樹木の被覆率だとかといったようなことを、まず戻すということと、それから魚類の生息状況に関しても、実施前、実施後、実施中とモニタリングを行いまして、どういった魚の種類がいるかということを上・下流と比べながら示していきたいと考えております。

【小野委員長代理】 ありがとうございます。

ずっと黙っておられたのですけれども、今日は釧路湿原自然再生協議会の会長があられますので、全体的な、先ほどからの質問も含め、特に地元の方がどういうふうに自然再生事業を受けとめているかということも含めて、ご説明を簡単に、お願ひします。

【広田委員】 その前に、ちょっとよろしいですか、私の方から。会長の発言は多分、最後のまとめになるかと思いますので、少し私の方から2点、ご質問というかコメントなのですけれども。

第1点は、農業者や農業部門の自然再生の一連の活動への取り込みについてであります。と申しますのは、釧路湿原について言うと、やはり農業部門というのは加害者として認識されることが多くて、農業者の方、あるいはそちらの部門に属している方も、批判を恐れて、なかなか自然再生協議会の場に参加することがちょっと躊躇されるような動きもあると聞いております。今回の沈砂池の事業について、私も土木が専門ですから、個別にはいかがなものかということもあるのですけれども、こういうことをきっかけに農業者・農業部門が自然再生の流れに乗ってくるということは大変いいことだというふうには思っています。

ただ、その上で、先ほど鷺谷先生も言われたように、本来、農業自体を環境保全型に持っていくのが一番重要な点だと思います。そういうことに対する啓発というか働きかけが重要だと思いますので、今後、そういうようなところも期待したいなと思っています。

それから、恐らく農業部門、私も農業者との合意形成はよくやるので、わかるのですけれども、農業部門の中にも自然再生に関心のある人たちは少なからずおると思うのですが、そういった方々が発言というか、参加できる場をやはり上手につくっていくことがすごく

重要なポイントだと思いますので、そのあたりも、できれば中間支援的なNPOなどが間に入って参加の場を上手に設けるといようなことを、ぜひ強く期待したいなと思っております。

農業部門については、以上2点です。

もう1点ですが、久著呂川について、私も土木が専門でありますし、それから久著呂川にかかわっておられる北大の中村先生ともちょうど意見交換をして、これは相当大変な事業かなと思っております。特に、河床低下を抑えて上流への波及を抑えるというのは、なかなか技術的にも難しい話ではないかなと思っております。一種の外科手術が必要な事業だと思っております、自然再生というよりは防災事業ではないかなという感じがします。その際に、先ほど進士先生や鷺谷先生からのご指摘のあった、当面の対症療法としての工事が景観的には余り自然再生的でないものになる可能性もないわけではないと私自身は思うのです。ただ、久著呂川の現況については、余りそこに構っている余裕がないくらい、大変な問題ではないかと思っております。河床低下洗掘を抑えるというのは、ちょうど山岳地帯の登山道でガリが発生して、それを抑えるようなもので、非常に難しいと思っておりますので、このあたり、管理の問題も含めて、これは相当、技術的な知恵を絞らないと難しい事業ではないかなと思っておりますので、ぜひ頑張ってくださいなというふうに思います。以上です。

【小野委員長代理】 今の問題も含めていかがですか。

【辻井委員長】 今、広田委員が外科的という言葉をお使いになったのですけれども、これだけ大きくて、いろいろな条件のところを相手にしなくてはならないということになりますと、まさに外科的な面と、それから全体の体質改善というような、これは内科的と言ったらいいのかもしれませんが、そういった面が両方なければならないということになるだろうと思うのです。

例えば河道修正については、直線化したものを昔の蛇行河川をもう一遍使おうとか、あるいは今、たまたま最後にご意見があった久著呂川もそうだと思うのですが、河床の洗掘が甚だしいところだと、まさに外科的なことをやらなくてはならない。中心部の非常に重要な、例えばラムサールサイトになっている部分あるいは天然記念物に指定されている部分に、既になんかの影響が出てきていますから、一刻も早く抑えなくてはならない。ここでは、まさに外科的措置も必要だろうと思っております。体質改善の方は、どちらかというところ周辺の森林再生というようなことが、それに当たるのかもしれませんが。

もう一つは、例えば沈砂池の形だとか、これは進士委員がおっしゃった、例えば沈砂池の形状、あるいは農地についてもそうなのですけれども、確かに景観的な面というのは、これまで協議会が議論してきた中では弱かったかもしれませんが、ただし、これは私が説明することではないと思うのですけれども、沈砂池というのは後で溜まった土砂を上げなくてはならないという問題があるので、余り複雑な形にはなり得ないと思っております。しかし、

景観的の問題は、これから考えてみたいと思います。

もう一つはカラマツの話です。やはり、これも全部をご破算にするというのではなくて、少なくとも鈴木先生がおっしゃったようなコントロールサイトとして残しておくことは、一種の実験的な意味でも非常に重要なことだと思いますから、これについても考えるべきではないだろうかと思いました。これは持ち帰って、協議したいと思います。

もう一つ、これは鷺谷委員と広田委員がおっしゃった、農地あるいは農業者との関係というのが重要ではないかということについては、まさに、そのとおりだと思います。その例として、今日の説明にはなかったのですが、幌呂川という川がありまして、その流域の低生産性の農地の一部では、農家の了承を得て、もとの湿地に戻そうという計画が今、進行中です。ただし、そのときに、ただ湿地に戻すというのは余りにもご破算に近い。つまり、農家にとってみると、一生懸命やってきたのだけどやはりだめだったというような挫折感をもたせます。

そこで、つい数日前、現場へ行きまして、ただ戻すというだけではなくて、そこを景観的にも美しく、例えば沼があったりカモが飛んできたりということも含めて、グリーンツーリズムに使えるような形にした方がいいのではないだろうかと考えています。現に、その近くには、既に農家経営の小さなレストランなどができつつあるのです。つまり農家の副業的なものにもなれば、もとの木阿弥ではないんじゃないだろうかということも二、三日前に行って話してきたばかりです。そういったことを取り込んでもいいのではないだろうかと思います。

それから、吉田委員の話の民有地支援というのはなかなか難しいのではないかと思うのです。といいますのは、個人所有の小さなものだったら、例えばNPOを持っているというのなら何とかできそうな気がするのですが、大手林業会社などの社有林などの場合は、難しいかもしれないという気がします。

それから、最後にもう一つ、これだけ大きいプロジェクトになると、いっそ専門家会議で見ていただいた方がいいのではないだろうかと思います。写真や話だけだと、やはりぴんと来ないのではないかというところがあります。専門家の皆さん全員で一遍にというのは非常に難しいのだろうと思うのですが、鷺谷委員はもう既に見ていらっしゃるし、何人かの方は現場をご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、そういう機会がありますと、協議会でもその場でご意見を伺うとか、あるいはディスカッションするということができるのではないのかと、そんなことを今、お話を伺いながら考えていました。これは釧路だけではなくて、大きいのと、人数だけで比べるわけではありませんけれども、阿蘇も121名の構成員を持っている協議会です。こういうスケールの大きいものになると、東京で議論するだけではなくて、現場を見ていただいて、さらにご意見をいただく機会があるといいのではないかなというような感想を持ちました。

【小野委員長代理】 釧路湿原自然再生協議会の会長であると同時に専門家会議の会長と

しての発言も中にまじっていたように思いますので、大変ありがとうございました。事務局としては、今日のこの会合で出てきた意見を、どのように扱いますか。

【農林水産省環境政策課長（藤本）】 今日には本当に多くのご意見をいただきまして、まず、ありがとうございました。感謝したいと思います。

やはり農業という産業のあり方と地域の産業振興というようなことをうまくバランスをとってやっていくというのは、特に農業しかないというところほど、なかなか難しいという面もございます。もちろん、農林水産省として、持続的な農業生産や環境保全型の農業を進めているところでございまして、特に、できるだけ環境負荷を小さくしようということ自身もやっておるわけでございますけれども、利害があるところで少し対立したりするというのも、私ども、今まで目の当たりにしてきております。特に、こういう事業でございまして、その辺も少し考慮に入れながら事業をどうやって進めていくかということを経後の参考にさせていただければなと感じたところでございます。

本日のご意見につきましては、議事概要、それから議事録として今日並んでおります実施者と関係の自然再生協議会に対して、といっても会長はここにいらっしゃるのでございますけれども、お伝えをしたいと考えております。また、我々、実施者になっております者につきましては、先生方のご意見を参考にさせていただきたいと考えております。また、これを機会に国としても、もう一度、自然再生の取り組みというものを進めていくべく、決意を新たにして進めたいと思っているところでございます。

【小野委員長代理】 ありがとうございました。

これで第3番目の議題を終わりました、辻井委員長にまた返したいと思います。

【辻井委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、いろいろなご議論をちょうだいしてありがとうございました。

その他というのがありますけれども、ここで議論することがあれば、どうぞお願いいたします。

【池谷委員】 自然再生事業といえますのは、持続可能な社会をどうつくるかということのベースをどうするかということだと思います。したがって、自然再生の基本は、国際的に見ましても基本的に土壌の上にあるわけです。したがって、土地をどう私有地から公有地化するかということがベースにあるのです。そういうことを進めていって、初めて自然環境というのが守られていく。例えば達古武でいいますと、ほとんど私有地です。あの中で自然再生をそのままの状態で行おうとしても、もう限界が見えている話です。そうではなくて、やはり、どう国民の財産を入れて公有地化していくかということが国際的な流れです。ですから、その辺のことをきちっと考えていただきたい。自然というものが、どのくらいの面積であれば、いつまでも自然でいるかといえますと、高次消費者が住むかどうかというのは大きな問題です。そういう範囲で、どう守っていくかというのが世界的な流れですから、日本においても、国際的な流れに合ったことをやっていただきたいと思

ます。

例えば雪裡とか幌呂の場合は、基本的には自然再生とは言いにくい話だと思います。農業関係の中の話で、それは自然再生ではないのだろうという感じがするわけで、部分的にはそうなのですが、大きくは違ふだろうと思うのです。国際的にはどういうことが行われていて、日本で今、何をしたらいいのか、日本の将来にとって何が必要かという、大きな流れの中で見てもらわないと、どうも話が小さくて、国のやる仕事なのかなという感じが私はひっかかるのです。

例えば、これからEUに入ろうとするルーマニアでは、90万ヘクタールの自然再生をやろうとしています。1カ所が3,000ヘクタールあります。西ドイツが旧東ドイツを支援して国の自然再生をやろうとしているところでは、大体、一つが数百ヘクタールというのは普通のことなのです。アメリカももちろんそうだし、そういう国の形をどうするかという中の物すごく重い自然再生という意味があるわけで、もう少し真剣に日本の国をどうするかということ考えた自然再生を、ぜひ進めてほしいなと思います。

【辻井委員長】 どうもありがとうございました。

ほかに、いかがでしょうか。この際、ご意見がございましたら承ります。特に、ございませんでしょうか。

(なし)

【辻井委員長】 それでは、よろしければ、事務局から何か補足することがあったらお話をください。

【農林水産省環境政策課長(藤本)】 近々、2件の実施計画が送付されるということになってございますので、次の第2回の専門家会議を12月ごろをめぐりに、もう一度開かせていただきたいと思いますと考えております。最後、少し重たい宿題をいただいたようでございますけれども、答えられるかどうかは別にいたしまして、少し我々も勘案してみたいと思っておりますので、次回、また、よろしくお願いを申し上げます、本日、私からの説明はこれで終わりでございます。

【辻井委員長】 それでは、以上で本日の自然再生専門家会議を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。